（別添資料）

アについて
・該当規定を削除

イについて下記のとおり変更
・「留学プログラム申込書兼契約書」
第６条（乙からの解約）
１　［略］
２　乙が前項に基づき本契約を解約した場合、以下の解約料が発生いたします。なお、第２条所定の委託料をお支払済みの場合の返金額については（）内をご参照ください。
①契約締結日より起算して８日目にあたる以前に解約する場合　解約料なし（100％返金）
②契約締結日より起算して９日目にあたる日以降に解約する場合（③から⑦に掲げる場合を除く）　解約料 10％（90％返金）
③契約締結日より起算して 61 日目にあたる日以降に解約する場合（④から⑦に掲げる場合を除く）　解約料 30％（70％返金）
④出発日の前日から起算して、さかのぼって 90 日目にあたる日以降に解約する場合（⑤から⑦に掲げる場合を除く）　解約料 50％（50％返金）
⑤出発日の前日から起算して、さかのぼって 60 日目にあたる日以降に解約する場合（⑥から⑦に掲げる場合を除く）　解約料 70％（30％返金）
⑥出発日の前日から起算して、さかのぼって 30 日目にあたる日以降に解約する場合（⑦に掲げる場合を除く）　解約料 80％（20％返金）
⑦出発日の前日から起算して、さかのぼって７日目にあたる日以降に解約する場合　解約料 100％（0％返金）
３　［略］

ウについて
・本件契約書第 12 条第１項の規定を下記のとおり変更
「留学サポート等委託契約書」
第 11 条【乙からの解約】
１　乙は、本契約を随時解約することができます。なお、解約の意思表示が甲に到達した日（以下「解約日」と言います）をもって本契約は解約となります。
２・３　［略］
・本件契約書第 12 条第２項の規定を削除

エについて下記のとおり変更

・「留学サポート等委託契約書」

第 11 条【乙からの解約】

１　［略］

２　前項に基づき、乙が本契約を解約された場合、以下のとおりの解約料が発生します

①本契約締結日から８日目以前　なし

②９日目以降の留学先の授業開始前

解約料は当該学校年度中の１年間分のサポート料の 30%とし、既にサポート料をお支払済みの場合は、１年間のサポート料の 70%を返金いたします。

③９日目以降の留学先の授業開始後

解約料は契約締結日から解約日までの日数分につき日割り計算した額とし、既にサポート料お支払済みの場合は、１年間のサポート料から上記金額を控除した残金を返金いたします。

３　［略］

オについて

・該当規定を削除

以　上